

ソーシャルメディア連動型PRポスター作製業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

東成瀬村のPRポスター作製に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は県営発電所周辺地域等振興事業助成金を活用して実施するものである。

2 業務内容

(1) 業務名

ソーシャルメディア連動型PRポスター作製業務委託
(Instagram 応募型フォトコンテストによる)

(2) 業務委託内容

業務仕様書による

(3) 業務委託料上限額

1,800,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

3 参加資格等

企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、SNS (Instagram等) に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 租税公課の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者 (更正手続開始の決定を受けた者を除く。) であること。
- (6) 民事再生法に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者 (更正手続開始の決定を受けた者を除く。) であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

団体等や行為をする者に関わりがないこと。

- (8) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

4 提出書類

参加者は以下の書類を作成し、「6 契約締結までのスケジュール」に記載の提出期限までに提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 同種業務実績（様式3）
- (4) 質問書（様式4）
- (5) 企画提案書（様式は任意）
 - ・ 「5 企画提案書及び提案課題について」に記載の内容を踏まえ、A4版20枚以内に記載すること。（縦横は問いません。また、片面印刷及び両面印刷も問いません。）
- (6) 見積書（様式は任意）
 - ・ 総額は消費税込みの金額とし、消費税については10%として計上すること。

5 企画提案書及び提案課題について

(1) 企画提案書の概要

本プロポーザルの参加者は、本要領及び仕様書の記載内容を踏まえ、以下の提案課題に基づいた企画提案書を提出すること。なお、提出された書類は返却しないこととする。

(2) 提案課題

- ① フォトコンテストの実施に係る企画提案
 - ・ インスタグラム上での実施に適した応募要項案
 - ・ 募集用ページ（WEB）のデザインサンプル
 - ・ フォトコンテストの告知方法（発信手段や回数及び時期等）
 - ・ 募集開始から応募受付、入選者選定に係わる一連の流れ、スケジュール
- ② PRポスター作製に係る提案
 - ・ 内容等
- ③ 応募作品等を活用した情報発信に係る提案
 - ・ 内容、ターゲット、発信方法とその効果（見込み）
- ④ その他

- ・全体実施スケジュール案
- ・本業務の実施体制

6 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表	令和7年5月2日(金)
質問書の提出期限	令和7年5月16日(金)17時00分まで
質問に対する回答	令和7年5月21日(水)
提出書類書の提出(参加申込書等)	令和7年5月27日(火)17時00分まで
審査委員会による審査(書類審査)	令和7年6月上旬
審査結果通知	令和7年6月上旬
契約締結	令和7年6月中旬

7 質問書の提出、質問に対する回答

- (1) 提案書等の作成に際し、質問がある場合は、質問書に質問事項を記載のうえ、電子メールにより「12 提出及び問い合わせ先」にある担当課まで提出すること。(電話、訪問、口頭などによる質問は受け付けない。)
- (2) 提出期限は、令和7年5月16日(金)17時00分

8 契約候補者の選定

- (1) 選定方法
 - ア 提案の審査は、東成瀬村プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において行う。
 - イ 審査委員会では、本要領及び仕様書に基づき、参加者の提出書類の内容を審査し、契約候補者を選定するものとする。選考は書類選考とする。
 - ウ 審査における評価項目は別表のとおりとする。
 - エ 審査において、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし選定後に企画提案内容について、村と協議・調整を行う際、合意に至らない場合は次点の参加者を契約候補者として選定する。
- (2) 結果の通知

審査結果は、電子メールで令和7年6月上旬に通知する。

9 契約の締結

村は、「8 契約候補者の選定」により本事業の契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に

規定する者に該当することとなった場合又は村から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等) で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

10 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他、村長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべての参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とし、提出期限後における提出書類の変更及び追加は認めない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、東成瀬村に帰属するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東成瀬村情報公開条例(平成9年条例第16号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 参加者は、東成瀬村財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。なお、契約に係る例規等については以下(村ホームページ)で確認すること。

https://www1.g-reiki.net/higashinaruse/reiki_menu.html

12 提出及び問い合わせ先

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

東成瀬村役場 企画課

TEL : 0182-47-3402 FAX : 0182-47-3260

E-mail : kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp

(別表) 審査における評価項目

審査項目	評価項目	配点
(1) フォトコンテストの実施に係る企画提案	ターゲットとなる Instagram ユーザーがコンテストに応募したくなるような魅力的な内容になっているか。	20 点
	WEB ページのデザインは魅力的なものとなっているか。	10 点
	告知方法について、発信手段や回数、時期が適当で、300 作品以上の応募が期待できるものとなっているか。	10 点
(2) ポスター作製	本業務の最終目的であるポスター作製に係る提案について、期待できるものとなっているか。	20 点
(3) 本村の魅力発信に係る提案	応募作品等を活用した魅力発信は、より多くのターゲットへ訴求でき、本村への誘客が期待できる内容であるか。	10 点
(4) 効果測定	本業務の効果を適切に分析・把握・報告できる体制となっているか。	10 点
(5) 業務実施体制・実績	本業務に類する事業を実施した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10 点
(6) 見積額の提案	本業務に対する見積額は適当か。	10 点
合計		100 点